

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件 新旧対照条文

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成19年厚生労働省告示第200号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第4 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1～19 (略) <u>20</u> <u>サルモネラ属エンテリカ血清亜型タイフィTy21a株</u> <u>21～26</u> (略)	第4 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1～19 (略) (新設) <u>21～26</u> (略)